

福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、育児不安や負担を抱える家庭にヘルパー（以下「産前・産後ヘルパー」という）を派遣し、家事及び育児を援助することで、育児不安や負担の軽減、家庭や地域での孤立感の解消を図ることを目的として実施する福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業について、必要な事項を定める。

(実施主体等)

第2条 市長は、次に掲げる要件を満たすものに委託して本事業を実施するものとする。

（以下「委託事業者」という）

- (1) 福岡市内に事業所がある団体等であること。
- (2) 同種又は類似の事業の実績が1年以上あること。
- (3) 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟する者又はこの事業を適切に運営ができると認められる者であること。
- (4) 家事援助と育児援助の両方のサービスを提供することができること。

2 委託する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 第4条に定めるサービスの実施に関する業務
- (2) 本事業を利用しようとする者(以下「利用希望者」という)への本事業に関する説明
- (3) 第7条に定める事前登録に関する業務
- (4) 第8条に定める登録内容の変更に関する業務
- (5) 第9条に定める利用申し込みに関する業務
- (6) その他、産前・産後ヘルパーに対する研修の実施など、本事業の実施に必要となる業務

(利用対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、福岡市内に住民登録を有し、かつ、妊娠中の者（妊娠届出を行った者に限る）または生後1年未満（生後1年になる日の前日まで）の乳幼児（以下「対象児」という）を養育する者であって、育児不安や負担を抱える者とする。

2 前項の規定に関わらず、以下の各号に該当する場合は派遣の対象とはしない。

- (1) 伝染病等感染症のおそれのある者が家庭にいる場合
- (2) 偽り、その他不正な手段により派遣を受けようとする場合
- (3) その他、産前・産後ヘルパーを派遣することが適当でないと認められる場合

3 第4条（3）に定める外出援助については、前各項に定める利用対象者のうち、生後1年未満（生後1年になる日の前日まで）の多胎児を養育する者とする。

(サービスの内容)

第4条 派遣された産前・産後ヘルパーが行う援助（以下「サービス」という）の内容は、次の表に掲げるものとする。

区 分	サービス内容
(1) 家事援助	ア 食事の準備及び後かたづけ イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 関係機関との連絡 カ その他必要な家事援助
(2) 育児援助	ア 授乳の準備・介助 イ おむつ交換 ウ 沐浴の介助 エ きょうだい児（就学前）の世話 オ 適切な育児環境の整備 カ その他必要な育児援助
(3) 外出援助	ア 子育て支援に資する外出への同行援助 イ その他必要な外出への同行援助

(サービスを行う時間数及び回数)

第5条 サービスを行う時間数及び回数は、次のとおりとする。

- (1) 時間数は、1回のサービスにつき2時間以内とし、1日2回までとする。
- (2) 回数は、妊娠中は延べ10回、産後は延べ20回を限度とする。ただし、対象児の出生時点で他に未就学の者を養育する場合は、産後の利用について延べ40回を限度とする。なお、第4条(3)に定める外出援助については、産後のみの利用とし、延べ20回を限度とする。

(サービスを行う日、時間帯及び産前・産後ヘルパーの派遣場所)

第6条 サービスを行う日、時間帯及び場所は、次のとおりとする。

- (1) サービスを行う日は、原則として年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く日とする。
- (2) サービスを行う時間帯は、8時から18時までとする。
- (3) 産前・産後ヘルパーが派遣できる場所は、対象者の自宅とし、留守宅あるいは乳児のみの家庭に訪問する場合は対象としない。なお、第4条(3)に定める外出援助においては、対象者の自宅に産前・産後ヘルパーを派遣した後、外出同行にてサービス

を行うものとする。

(事前登録)

第7条 利用希望者は、次に掲げるものを市長に提出するものとする。なお、提出方法は、市長が定める方法でのオンライン提出または委託事業者を経由した書面提出とする。

- (1) 福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業利用登録申込書(様式第1号)
- (2) 利用希望者の属する世帯が生活保護世帯である場合は、保護受給証明書
- (3) 利用希望者の属する世帯の生計中心者が市民税非課税である場合は、その者の市民税非課税証明書(4月から6月までの間に申請しようとする場合にあっては、前年度分の市民税非課税証明書)

2 市長は、前項の申込書が提出されたときは、登録の可否を決定し、福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業登録台帳(様式第8号)に登録を行ったうえで、福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業利用登録承認通知書(様式第2号。以下「承認通知書」という)又は福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業利用登録不承認通知書(様式第2号の2)により、利用希望者と委託事業者に通知するものとする。

3 事前登録に要する登録事務手数料は1件あたり1,860円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

(登録内容の変更)

第8条 利用希望者は、第7条第1項の申込書に記載した事項に住所、派遣希望事業者又は別表1の世帯区分に変更が生じたときは、次に掲げるものを市長に提出するものとする。なお、提出方法は、市長が定める方法でのオンライン提出または委託事業者を経由した書面提出とする。

- (1) 福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業利用登録変更届(様式第3号)
- (2) 利用希望者の属する世帯が生活保護世帯となった場合は、保護受給証明書
- (3) 利用希望者の属する世帯の生計中心者が市民税非課税となった場合は、その者の市民税非課税証明書(4月から6月までの間に申請しようとする場合にあっては、前年度分の市民税非課税証明書)

2 市長は、登録変更届が提出されたときは、変更事項を確認し、福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業利用登録書変更承認通知書(様式第4号。以下「変更承認通知書」という)により、利用希望者及び委託事業者に通知するものとする。

(利用申込)

第9条 利用希望者は、利用開始までに福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業利用申込書(様式第5号)により、直接委託事業者に申し込むものとする。その他、利用に関する必要な手続き(中止及び変更も含む)については、委託事業者が定めるものとする。

- 2 利用希望者は申し込みの際に、承認通知書又は変更承認通知書を委託事業者に提示するとともに、利用期間の確認のため、妊娠中利用の場合は母子健康手帳、産後の利用の場合は福岡市子ども医療証など養育している乳児の出生日が記載されたものを提示すること。

(利用料の額)

第 10 条 本事業に要するサービス 1 回あたりの利用料は、6,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(利用者負担額等)

第 11 条 サービスを利用した者は、次に掲げる額を直接支払うものとする。

- (1) 別表 1 に定める額
 - (2) 前号に定めるもののほか、産前・産後ヘルパーの派遣に要する交通費等及び産前・産後ヘルパーが生活必需品の買い物、その他のサービスを行う際に必要となる交通費等の実費相当額（ただし、産前・産後ヘルパーの派遣に要する交通費等については、500 円を上限とする）
- 2 委託事業者は、委託事業者が定める利用料、利用者負担額、交通費等の実費相当額及び第 12 条に定めるキャンセル料について、第 7 条第 1 項に定める事前登録又は第 8 条第 1 項に定める利用登録書変更届の際に利用希望者に説明するものとする。

(キャンセル料)

- 第 12 条 利用希望者の都合によりサービスの提供ができなかった場合のキャンセル料については、別表 2 に定める額を上限に委託事業者が定め、利用希望者から徴収することができる。ただし、訪問日の前営業日 17 時までに委託事業者に連絡があった場合や、災害等のやむを得ない事由により連絡ができなかった場合は、徴収できないものとする。
- 2 災害等のやむを得ない事由により、連絡ができなかった場合については、前項の委託事業者が定めた額を市長が委託事業者に支払うものとする。

(実施報告及び委託料)

- 第 13 条 委託事業者は、本事業を実施した月の翌月 15 日までに、その月分の福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業登録台帳（様式第 8 号）、福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業実施報告書（様式第 6 号）及び福岡市産前・産後ヘルパー派遣確認書（様式第 7 号）の写しを市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の実績報告書に基づき、委託事業者に第 7 条第 3 項に定める登録事務手数料及び第 10 条に定める利用料から別表 1 に定める額を控除した額を支払うものとする。

(産前・産後ヘルパーの要件)

第 14 条 委託事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者を、産前・産後ヘルパーとして派遣するものとする。

(1) 自ら子育てをした経験のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭の資格を有する者であること。

(2) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。

2 委託事業者は、産前・産後ヘルパーに対し、必要な研修を行うなど、資質の向上に努めること。

3 サービスを行う時には、常に身分証明書を携帯し、サービス開始時には必ず身分証明書を対象者に掲示すること。

(産前・産後ヘルパーの健康管理)

第 15 条 委託事業者は、産前・産後ヘルパーに対し、感染症等に関する知識を習得させるとともに、その健康管理に細心の注意を払うこと。

(帳票類の整備等)

第 16 条 委託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備すること。

2 前項の帳票類は、実施年度の翌年度から起算して 5 年間保存とする。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意すること。また、保存年度の過ぎた帳票類を破棄する場合は、裁断または溶解処理を確実に実施すること。

(安全管理)

第 17 条 委託事業者は、サービスの提供にあたり、事故発生予防と安全管理に十分留意するものとする。

2 委託事業者は、事故に備え、損害賠償保険に加入すること。

(事故及び損害の責任)

第 18 条 委託事業者は、業務により生じた事故及びその損害については、委託事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 委託事業者は、前項の事故が発生した場合は、すみやかに書面により市長へ報告すること。

(個人情報及び情報資産の保護)

第 19 条 委託事業者は、本事業を実施するにあたって、個人情報及び情報資産の取扱いに

ついて、別紙に定める「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守するものとする。

2 産前・産後ヘルパーについても、前項と同様の取り扱いとする。

(報告及び調査)

第 20 条 市長は、委託事業者による事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、又は職員をして記録その他必要書類の調査をさせることができる。

(補則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

世帯区分	利用者負担額（1回2時間以内）
生活保護世帯及び市民税非課税世帯	0 円
その他の世帯	5 0 0 円

備考

- 1 この表の生活保護世帯とは、この事業を利用する日における生活保護法（昭和 25 年法第 144 号）の規定による被保護世帯とする。
- 2 この表の「市民税非課税世帯」とは、利用希望者の属する世帯の生計中心者が当該年度分の市民税の所得割及び均等割が非課税となる者をいう。
- 3 備考 2 の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取扱うものとする。

別表 2

利用希望者の都合により産前・産後ヘルパーの派遣が中止された場合の利用者負担額	
訪問日の前営業日 17 時までに委託事業者に連絡があった場合	0 円
上記以降に委託事業者に連絡があった場合	2, 1 0 0 円
当日訪問出発前までに委託事業者に連絡がなく、訪問してしまった場合	2, 1 0 0 円 ＋交通費等の実費相当額